

未策定、未実施
であれば減算の対象
となる事項について



◆ 業務継続計画未策定減算【新設】 ◆

☆ 感染症若しくは非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に減算の対象となります ☆

- ☐ 感染症に係る業務継続計画
- ☐ 非常災害に係る業務継続計画

以上を策定することが必要

◆ 高齢者虐待防止措置未実施減算【新設】 ◆

☆ 虐待の発生又はその再発を防止するための全ての措置がなされていない場合に減算の対象となります ☆

- ☐ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催
- ☐ 虐待の防止のための指針の整備
- ☐ 虐待の防止のための研修の定期的な実施
- ☐ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

以上の措置を講じることが必要

◆ ◆ 減算の対象とならないよう、提供するサービスにより、経過措置の有無、対象サービスであるかを含めて確認してください。◆ ◆